



中小企業事業主の皆さまへ

〈厚生労働省・都道府県労働局〉

改正育児・介護休業法 対応はお済みですか？

■令和4年4月1日から義務化される事項

※1：事業主向け説明資料はこちら



1 育児休業を取得しやすい雇用環境の整備が必要です！

何を？	①～④のいずれかを実施してください(複数が望ましい)。産後パパ育休は、令和4年10月1日から施行 ① 育児休業・産後パパ育休に関する研修の実施 ② 育児休業・産後パパ育休に関する相談体制の整備(相談窓口や相談対応者の設置) ③ 自社の労働者の育児休業・産後パパ育休取得事例の収集・提供 ④ 自社の労働者への育児休業・産後パパ育休制度と育児休業取得促進に関する方針の周知
具体的には？	① 「研修」 対象は、全労働者が望ましいですが、少なくとも管理職は、研修を受けたことがある状態にしてください。 ② 「相談体制の整備」 窓口を設ける場合、形式的に設けるだけでなく、実質的な対応が可能な窓口を設けてください。また、窓口の周知等をして、労働者が利用しやすい体制を整備してください。 ③ 「自社の育休取得事例の提供」 自社の育休取得事例を収集し、事例を掲載した書類の配付やイントラネットへの掲載等を行い、労働者が閲覧できるようにしてください。 提供する事例を特定の性別や職種、雇用形態に偏らせず、可能な限り様々な労働者の事例を収集・提供し、特定の者の育児休業の申し出を控えさせることに繋がらないように配慮してください。 ④ 「制度と育休取得促進に関する方針の周知」 育児休業に関する制度と育児休業の取得の促進に関する事業主の方針を記載したもの(ポスターなど)を事業所内やイントラネットへ掲載してください。

2 個別の周知・意向確認が必要です！

個別周知・意向確認、雇用環境整備の様式はこちら



令和4年4月1日以降の申し出が対象です。取得を控えさせるような形での周知・意向確認はこの措置の実施とは認められません。

誰に？	(本人または配偶者の) 妊娠・出産の申し出をした労働者
何を？	①～④全てを行ってください。 産後パパ育休は、令和4年10月1日以降の申し出が対象 ① 育児休業・産後パパ育休に関する制度(制度の内容など) ② 育児休業・産後パパ育休の申出先(例:「人事課」、「総務課」など) ③ 育児休業給付に関すること(例:制度の内容など) ④ 労働者が育児休業・産後パパ育休期間において負担すべき社会保険料の取扱い

いつ?	妊娠・出産の申し出が出産予定日の1か月半以上前に行われた場合 ▶ 出産予定日の1か月前までにそれ以降の申し出の場合などは「事業主向け説明資料」3-1を参照(※1)
どうやって?	①面談(オンライン可) ②書面交付 ③FAX ④電子メール等のいずれか (③④は労働者が希望した場合に限る)

就業規則の変更

- ・変更した就業規則は労働者への周知が必要です。
- ・常時10名以上の労働者を使用する事業場は、労働基準監督署への届け出も必要です。

規定例はこちら



第1弾「令和4年4月1日」までに就業規則の変更が必要です！

有期雇用労働者が育児休業・介護休業が取得できる要件が緩和されます。
就業規則に、右記(1)の要件が記載されている場合は、その記載を削除する必要があります。



具体例(現行の規定例と削除対象)

有期雇用労働者にあつては、次のいずれにも該当するものに限り休業をすることができる。

●育児休業

- (1) **引き続き雇用された期間が1年以上 ← 削除!**
- (2) 1歳6か月までの間に契約が満了することが明らかでない

●介護休業

- (1) **引き続き雇用された期間が1年以上 ← 削除!**
- (2) 介護休業開始日予定日から93日経過日から6か月を経過する日までに契約が満了することが明らかでない

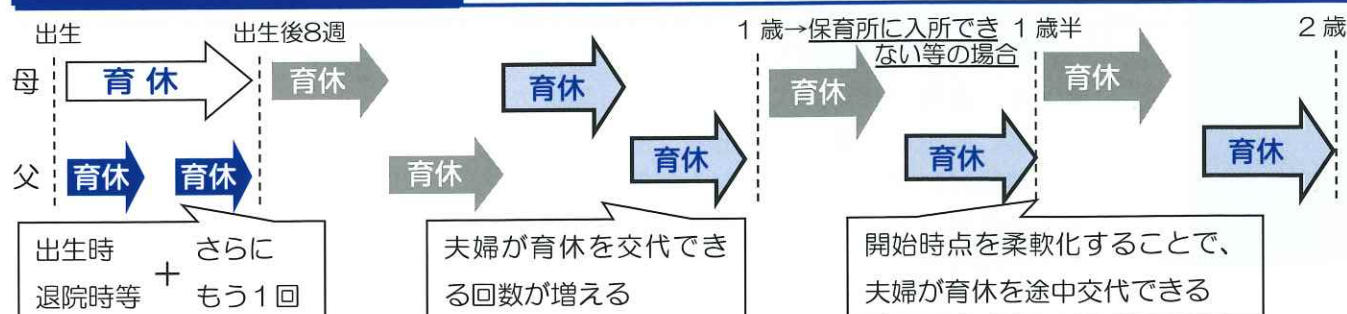
第2弾「令和4年10月1日」までに就業規則の変更が必要です！

産後パパ育休(出生時育児休業)の創設(➡)

対象期間/取得可能日数	子の出生後8週間以内に4週間まで取得可能
申し出期限	原則、休業の2週間前まで 雇用環境の整備などについて、法を上回る取組を労使協定で定めている場合は、1か月前までとすることができる。→詳細は「事業主向け説明資料」3-3(※1)を参照
分割取得	2回まで分割して取得可能(2回分まとめて申し出する必要あり)
休業中の就業	労使協定を締結している場合に限り、労働者が個別に合意した範囲で休業中に就業することができる(就業可能日数等には上限あり→詳細は「事業主向け説明資料」3-3(※1)を参照)

育児休業制度の変更(改正後の内容)(➡)

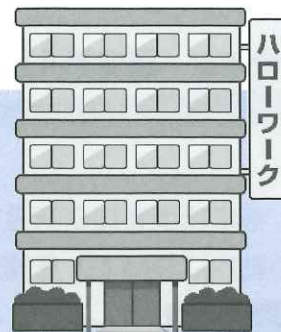
1歳までの育児休業	2回まで分割して取得可能(取得の際にそれぞれ申し出)
特に必要と認められる場合の1歳以降の育児休業	休業開始日の柔軟化 期間の途中で配偶者と交代して育児休業を開始できるようにする観点から、配偶者の終了予定日の翌日以前の日を、本人の育児休業開始予定日とすることができる。 特別な事情がある場合に限り再取得可能



中小企業向け支援をご利用ください

● ハローワークにおける求人者支援員による支援など

ハローワークでは、育児休業中の代替要員を確保したい企業を支援しています。求人者が応募しやすい求人条件の設定に関するアドバイス、求職者への応募の働きかけなどを行っています。求人のお申し込みは、ハローワークの窓口、オンラインに加え、ハローワークから企業に訪問することも可能です。



● 両立支援等助成金（令和3年度）

職業生活と家庭生活が両立できる「職場環境づくり」を支援します。
令和4年度は改正育児・介護休業法にあわせて助成内容が変更になる予定です。



出生時両立支援コース (子育てパパ支援助成金)

育児休業や育児目的休暇を男性労働者が取得しやすい職場風土作りに取り組み、男性労働者が育児休業や育児目的休暇を取得した中小事業主に支給

育児休業等支援コース

育児休業の円滑な取得・職場復帰のための取り組みを行った中小事業主に支給

● 中小企業のための育児・介護 支援プラン導入支援事業



制度整備や育児休業中の代替要員確保・業務代替等でお悩みの企業に、社会保険労務士等の専門家が無料でアドバイスします。

育児・介護支援プラン導入支援事業



● イクメンプロジェクト



改正育児・介護休業法も踏まえて、男性の育児休業取得促進等に関するオンラインセミナーを令和4年3月まで毎月開催しています。また、社内研修用資料などがダウンロードできます。

イクメンプロジェクト



お問い合わせ

東京労働局 雇用環境・均等部

東京労働局雇用環境・均等部



●●● 大改正「育児休業法」実務解説セミナー案内 ●●●

資料同封

昨年育児・介護休業法が大きく改正され、2022年4月より段階的に施行されます。そこで施行直前セミナーとして以下のとおり実施いたします。労務担当者など皆様のご参加をお待ちしております。

日時 令和4年3月16日（水） 14時から17時

受講形態 オンライン受講（コロナ感染症の状況により会場開催を実施する場合があります）

内容 大改正「育児休業法」実務開設セミナー ※詳細はホームページ等をご確認ください

講師 (株)ブレインコンサルティングオフィス 社会保険労務士 北条孝枝氏

申込み 右下QRコード又はホームページで申込書をダウンロードしFAXまたはEメールにてお送りください

費用 無 料

締 切 令和4年3月11日（金）まで



〈板橋区環境政策課/板橋環境研究会〉

板橋環境管理研究会では池袋労働基準監督署の担当官をお招きして、第4回セミナー「化学物質対策の動向について」を開催いたします。

日時 令和4年3月11日（金） 15時から16時

受講形態 オンライン受講（コロナ感染症の状況により会場開催を実施する場合があります）

内容 「化学物質対策の動向について」

講師 池袋労働基準監督署 担当官

申込み 右下 QR コード又はホームページで申込書をダウンロードし FAX または E メールにてお送りください

費用 無 料

締切 令和4年3月8日（火）まで



正社員採用を考えている事業主の皆様へ

〈ハローワーク池袋〉

就職氷河期世代歓迎求人（35歳～54歳の方募集）のご案内

就職氷河期世代とは

➡ 35歳～54歳以下の方で就職時に厳しい経済状況にあり、不安定就労を余儀なくされ、正規雇用の機会に恵まれなかった方をさします。

就職氷河期求人は2通りあります

- ➡
- ①就職氷河期に限定した求人（限定求人）
 - ②年齢不問であっても就職氷河期世代の応募を歓迎する求人（歓迎求人）

就職氷河期世代歓迎求人 は就職氷河期世代を含むすべての方が応募対象となります。

就職氷河期世代歓迎求人 にするメリット

メリット1

就労に向けた個別支援を受けている就職氷河期支援対象者を正社員で採用した場合、一定の要件を満たせば助成金対象となります。※1

メリット2

就職氷河期世代の対象となる方にハローワークから積極的に情報提供をいたします。

メリット3

ハローワークインターネットサービスのキーワード検索でヒットしやすくなります。

メリット4

就職氷河期支援窓口にて『今週の注目求人』として目につきやすい場所に掲示されます。

※1 特定求職者雇用開発助成金（就職氷河期世代安定雇用実現コース）については厚生労働省HPをご覧ください。

求人条件

年齢不問かつ経験不問の雇用期間の定めのない求人であって、求人票特記事項欄等に就職氷河期世代の応募を歓迎する旨の記載をすること。
（求人票記載内容等については管轄のハローワークとご相談ください。）

求人申込について

管轄のハローワークへお申込みください。有効中の求人や過去に募集した求人を歓迎求人として募集することがありますので、ご相談ください。
（この取り扱いは令和5年3月31日までの時限措置です。）

お問い合わせ

ハローワーク池袋 事業所第一部門
電話 03-3987-8609（部門コード31#）

ハローワーク池袋 就職氷河期世代歓迎求人



シェイクアウト訓練(1分防災訓練)貴社もぜひご参加ください!!

シェイクアウト訓練はどこでも、ひとりでも、1分でできる訓練です

「しゃがむ、かくれる」といった単純な訓練ですが、実際に行動してみることに意義があります!

訓練開始の合図を確認したら、今いる場所で、姿勢を低くし、机の下に身を隠すなどの安全行動を取りましょう。

☆シェイクアウト訓練とは

2008年にアメリカ合衆国で始まった地震防災訓練です。英語では「Shake Out」と表記され、「地震を振り払う」という意味を込め作られた言葉です。



※上記以外の安全行動でもかまいません。

※必ずしも全従業員やお客様を交えて実施する必要はありません。可能な範囲で実施をお願いいたします。

各企業様にお願いしたいこと

1 参加表明のご協力

事前に訓練参加の登録をしていただくと「訓練参加協力団体」として区HPで公開させていただきます!

下記の二次元コードを読み込むか、「板橋区 参加」表明キャンペーン」で検索し、参加表明のアンケートにお答えください。

※参加表明をしなくても訓練に参加できます。

※個人で参加表明した方には、抽選で50名様に5年保存できるポテトチップス「KOIKEYA LONG LIFE SNACK」3缶セットをプレゼントするキャンペーンを実施します。

〈アンケート項目一例〉

- ☐HP等への公開に対する同意確認
 - ☐氏名・団体(企業)名
 - ☐参加予定人数
 - ☐訓練参加に対するひとこと
- 例)「シェイクアウト訓練に参加します」「訓練の後には、避難訓練と備蓄物資の点検をします」等

板橋区 参加表明キャンペーン



2 訓練開始の合図

訓練当日になりましたら、社内放送などで従業員の方々に訓練実施の旨をお知らせください。放送内容は右記を参考にしてください。

〈放送内容一例〉

「訓練。訓練。ただいま大きな地震が発生しました。姿勢を低くし、落下物等から身を守ってください」

板橋区からも防災無線と防災メールで合図を行います!

防災メールを受信する場合は、右の二次元コードまたは下記アドレスに空メールを送信してください。

itabashi@cousmail-entry.cous.jp



3 訓練の実施

訓練開始の合図に合わせ、上記のとおりシェイクアウト訓練を実施してください。

身の安全が確保できたら、右記のようにプラスワン訓練も実施して、地震による被害を最低限に抑えるにはどうしたらいいか考えましょう。

〈プラスワン訓練の例〉 ※内容一例です。

～職場にいた場合～

☐職場内の安全点検

☐備蓄物資の確認

☐業務継続計画の遂行訓練

～店内で買い物中の場合～

☐非常口・帰宅方法の確認

☐家族間での安否確認

東京商工会議所板橋支部主催
(板橋産業連合会など後援)
第15回板橋青年優秀技能者・
技術者表彰「FINE WORKER」



会員企業7社の12人を含む16人を認定！

会員企業従業員の皆さま（順不同）

松尾千晶さん ㈱青木メタル（徳丸成増支部）
徳田博史さん ㈱技光堂（板橋大山支部）
中島祥吾さん トーハツ㈱（志村支部）
長谷部納武起さん （同上）
内藤祥悟さん ㈱トプコン（志村支部）
羽生友治さん （同上）
小川泰弘さん 日本珪瑯釉薬㈱（清水前野支部）
栃尾裕志さん 山芳製菓㈱（清水前野支部）
四辻和行さん （同上）
中田裕一さん 理研計器㈱（志村支部）
皆吉龍二さん （同上）
山口俊彦さん （同上）

皆さま、おめでとうございます。

板橋青年優秀技能者・技術者認定者決定



2月の定期・特殊健康診断
《《会場が変更になりました！》》
念のためお確かめください

開催場所：ハイレブプラザいたばし
板橋区板橋 1-55-16

開催時間：9時 ～ 16時
※会場貸し出し時間の都合上、9時からの
開始となります。

毎回開催しておりました板橋産連会館は
建て替え中の為、場所及び時間が変更にな
っております。お間違えにならないようご
注意ください。



今後の主な予定

開催日	行 事	備 考
2月24日	定期特殊健康診断	ハイレブプラザいたばし 9時～16時
3月1日～4日	3D CAD講座	ハイブリッド開催
3月11日	環境第4回研修会「化学物質対策の動向について」	オンライン開催 15時～16時
3月16日	労務管理セミナー『大改正「育児休業法」実務解説セミナー』	ハイブリッド開催
実施中の講座	ビジネス英会話教室、ビジネス英文講座	オンライン講座

● 今後の事業予定は決まり次第、産連ニュース、産連ホームページでお知らせします。

《板橋産連ニュースは、板橋区中小企業活性化事業補助金を活用して発行しています。》